

## 第3回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成18年3月9日（木） 15:00～17:00
2. 場 所 農林水産省第2特別会議室（本館4階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員  
太田座長、金井委員、高橋委員、野村委員、平倉委員  
農林水産省政策評価委員  
田中委員  
林野庁  
林野庁長官、企画課長、調査官、経営課長、木材課長、計画課長、施工  
企画調整室長、整備課長、治山課長、業務課長

### 4. 議 題

- (1) 政策評価の動向について
- (2) 平成18年度事前評価について
- (3) 平成17年度期中の評価及び完了後の評価について
- (4) 総合評価について
- (5) その他

### 5. 議事録

（太田座長）

それでは、ただ今から、第3回農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催致します。

まずはじめに、専門部会委員の出席状況ですが、本日は、亀山委員が急用につき御欠席となっております。また、政策評価会委員におかれましては、本日、田中委員の御出席を頂いております。

それでは、林野庁長官より御挨拶をお願いしたいと思います。

（林野庁長官）

林野庁長官の川村でございます。1月に前田前長官の後を受けまして就任致しました。

どうぞよろしくお願い致します。

本日は、農林水産省政策評価会林野庁専門部会ということでございますが、一言御挨拶させていただきます。

はじめに、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、本日は、大変膨大な資料がございまして大変恐縮ではございますけれども、平成18年度新たに実施する事業の事前評価、また平成17年度に実施しました補助事業の期中の評価結果と完了後の評価結果、また新たに総合評価ということで委員の皆様から

御意見を頂くという予定にしているところでございます。

中でも、事業評価では、治山事業それから森林整備事業の評価を行って頂いているわけでございますけれども、御案内のとおり平成16年度は、大変な災害の多い年でございます。台風も記録的な上陸回数でございましたし、集中豪雨、地震ということもございまして、山地災害が相次いだわけでございます。また、昨年も、台風や集中豪雨等がございまして、多くの被害が発生しました。こういったこともありまして、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮を通じて国土の保全を図っていくということで、まさに、治山施設の整備、また機能の低下した森林の整備をいかに行っていくか、効率的に行っていくかと、災害を未然に防止して安全で安心できる豊かな暮らしを実現できるかということが、まさに課題でございまして、そういう意味でも、この政策評価を十分フィードバックしまして取り組んでまいりたいと思っております。

総合評価でございますけれども、この秋を目途に見直しを予定しております森林・林業基本計画の検討に活用するために「森林整備目標の進捗状況の検証」を実施テーマとしたところでございます。

委員の皆様におかれましては、政策評価の客観的かつ厳格な実施ということで忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶と致します。どうぞよろしくお願い致します。

(太田座長)

林野庁長官、どうもありがとうございました。

では、議事に入ります前に、事務局より配布資料の確認をお願い致します。

(調査官)

お手元でございます資料につきまして資料一覧のとおりでございます。横にインデックスがついてございますが、資料1、資料2-1から2-4、資料3、資料4、資料5-1から5-4、資料6ということでございます。おそろいでございますでしょうか。あと、事前に送付致しました資料からの修正箇所につきましては、お手元に1枚紙でお配りしております。修正箇所につきましては、字句の間違いでございまして、数値的な若干の間違いということでございます。よろしくお願い致します。

(太田座長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは議事に入ります。本日は、まず政策評価の動向について報告を受け、その後、平成18年度に新たに実施する事業の事前評価と平成17年度の補助事業の期中の評価及び完了後の評価結果、そして総合評価の骨子案について、各委員から御意見を頂くことにしたいと思います。

それでは、議事次第に従いまして、進めたいと思います。まず、議事の1政策評価お動向について事務局より報告願います。

(企画課長)

資料1について御説明させていただきます。

政策評価の動向について（政策評価の見直し）と書いている資料でございます。

見直しの趣旨としましては、政策評価に係ります事務負担が、膨大なものとなっていることや、評価結果が予算等の見直しに必ずしも十分には活用されていないという指摘があること、それと政府におきまして、評価制度の3年間の実施を踏まえまして、政策評価の重点化・効率化、あるいは政策評価と予算・決算との連携の強化をすすめるべく、平成17年12月に政策評価に関する基本方針を改定するとともに、政策評価に関するガイドラインの策定が行われたことを踏まえまして、農林水産省におきまして政策評価の基本計画、これは後ろの方についてございますが、実施計画、実施方針を見直すということにしておりまして、先月の2月3日の新基本法農政推進本部に諮られたところでございます。

それらを踏まえまして、平成18年度の政策評価につきましては、1つ目は、現在の評価に要する膨大な事務量を軽減し、個々の評価の質の向上に取り組むこと、2つ目は、政策評価が、政策手法の見直しの契機として、より有効に機能することなどにより政策評価を実施することにしております。

2でございますが、政策評価の主な変更点でございます。

評価対象の重点化についてでございますけれども、1つ目は、「実績評価」につきましては、昨年の専門部会においてお諮りしましたとおり、政策分野・目標数を大幅に縮減致しております。最終頁の参考3にございますように、林野庁の政策分野につきましては、これまで8分野だったわけでございますが、「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」とそれから「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」の2つの分野にしてございます。

それから、「手段別評価」につきましては、主に目標どおりに進まない政策分野について掘り下げた要因分析を行うための手法として実施することとしておるわけでございますが、達成状況のよくない目標に関する主要な政策手段について評価するというところでございます。

その他、目標どおり進んでいる手段につきましても、評価をよりよいものとしていくために必要に応じて評価していくことに致しております。

それから「事業評価」でございますけれども、基本的には全ての公共事業と試験研究について事前、期中及び完了後の評価を実施してきたわけでございますが、平成18年度からは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に規定している義務付けられた範囲に限定致しまして、例えば事前評価及び完了後の評価につきましては1地区10億円以上を対象として実施することにしております。

(2)の予算事業の「事前評価」の廃止でございますけれども、16年度予算要求から新規・拡充事業を対象に試行的に実施してきましたものでございますが、成果目標の設定を「事業」単位から「政策分野」単位にまとめることとしたため廃止することになっております。

(3)の評価結果を政策に反映させる仕組みの強化でございまして、各部局予算、組織等の要求に先立ちまして、例えば、実績評価において連続して目標を大幅に下回った政策分野につきましては予算内容等の全面的な見直しを行うということなど政策の展開方向について検討等を行うということになっております。

(4)の評価書類の簡素化でございまして、実績評価の様式につきましても、政策評価シート、評価結果書等を一体化しまして、記載が重複している部分を排除したり簡素化するということをして、必要最小限の記載事項とするということになっております。

以上のとおり、農林水産省全体の政策評価の見直しを踏まえまして林野庁としても政策評価の実施に努めてまいりたいと考えております。これで、資料1の説明を終わります。

(太田座長)

どうもありがとうございます。平成18年度の政策評価に当たっては、林野庁としても政策評価の見直しに沿った政策評価を実施するという御説明でございます。

本日は、時間の関係で御報告を受けるだけとなりますが、御意見等がありましたら、後日、事務局まで御連絡頂ければと思います。

それでは、続きまして議事次第の2、平成18年度事前評価について、事務局より御説明をお願い致します。

(計画課長)

私の方からは、資料の2にございます林野公共事業の事前評価、それから資料3の森林づくり交付金につきまして御説明をさせて頂きたいと思っております。

まず、資料の2-1でございまして、林野公共事業の新規採択の方法ということでございまして、ここには、林野公共事業の新規実施地区の採択にあたりましては、いわゆる林野公共事業におけます事前評価マニュアルに定めてあります費用対効果分析、それからチェックリストによりまして、事業の必要性、効率性、有効性という観点から総合的な評価を行って決定しているということでございます。

対象となります林野公共事業でございまして、次の頁の別表の1を御覧頂ければと思っております。新規の地区数等々書いてございまして、公共事業の直轄関係で263ということございまして、治山事業、森林整備事業に分かれております。それから、緑資源機構の関連事業で6地区、補助事業関係で2,525ということになってございます。

続きまして、費用対効果分析の関係でございまして、いわゆる事業を実施した場合と実施しない場合の効果と費用をもって表示しているわけでございますが、資料2-2でございまして、具体的な費用対効果の算定方法につきましては、基本的に平成17年度と同じということでございます。1頁目の費用対効果の算定方法でございまして、費用は整備等に要する経費、それから維持管理経費ということにつきまして、いわゆる現在価値化を行って計測をするということにしております。便益につきましても、いわゆる事業を実施した場合の効果について、整備する施設の耐用年数に応じまして、現在価値化を行

って計測し、こうして求めました費用の総額と便益の総額を(3)の式でございませうけれども、これで B/C を求めて費用対効果分析の結果としているということでございませう。

耐用年数は下に書いてあります年数でございませうし、いわゆる社会的な割引は 4% というものを用いているという状況でございませう。

続きまして 2 頁でございませう。林野公共事業の主な便益の算定手法ということでございませう。ここに、治山、森林整備事業、それから緑資源機構の関連事業、該当して評価に用いる便益につきまして黒丸で表示させて頂いております。基本的には、こういったものは去年と同様ということでございませうし、恐縮ではございませうが、省略させて頂きたいと思ひます。

続きまして新規採択のチェックリストにつきまして、御説明をさせて頂ひます。資料の 2-3 でございませう。チェックリストでございませうが、B/C と並べて、いわゆる必要性なり効率性なりを踏まえて、定性的にも判断をしていくという考え方でやっておりますが、チェックリストの判定項目につきましては、必須事項と優先配慮事項というように大きく 2 つに分けてございませう。資料 2-3 で頁をめくって頂ければと思ひますが、必須事項としましては、事業の必要性が明確であるということ、それから技術的可能性が確実であるということ、3 つめが事業による効率性が十分見込まれること、4 つめが事業の採択要件を満たしている、ないしは、5 番目に自然と共生する環境創造型事業であるといったことを共通項目として判定すると、その他、各事業の特性に応じた項目を設定しているということです。優先配慮事項につきましては、有効性の観点から事業で達成する目標に関する事項と、あるいは事業実施体制に関する事項といったことを項目として、事業特性に応じた評価内容で判定しているということでございませう。

先ほど、ちょっと触れましたが、委員の方々に事前に資料の送付をさせて頂いておりますが、チェックリストの関係の中で、緑資源機構の特定中山間保全整備事業が抜けておりましたので、それを追加させて頂いております。

続きまして資料の 2-4 でございませう。多段階評価の試行的導入についてというペーパーをご覧下さい。これは、昨年、この部会でも御説明させて頂いた訳でございませうけれども、より効果の高い地区の採択を図ることを目的に、多段階評価方式の導入というものを昨年度から検討しておりますので、御説明させて頂ひます。

検討の背景でございませうけれども、従来から事前評価に際しまして、事業毎にいわゆる費用対効果分析の B/C なりチェックリストを用いて評価を行ってきたということでございませうが、新規採択に際しまして、限られた予算をより適切に配分していくということが重要な課題となっているわけでございますので、従来のチェックリストを改善した多段階評価方式というものを検討しているということでございませう。次の頁の模式図をご覧下さい。従来のチェックリストというのは必須事項と優先配慮事項とに大きく分けまして、必須事項につきましては、○であれば当然良いわけで、×が付けば、その事業はだめということでありませう。優先配慮事項につきましては、○×を付けて総合的に判断していくということであるわけでございます。試行的にやっております多段階評価につきましては、優先配慮事項をもう少し区分して、より効果の高い地区に使えないかとい

うことで考えているということでございます。評価項目の設定につきましては、事業の有効性でありますとか、事業の効率性でありますとか、事業の波及的影響、それから事業の実施環境というようなことを分類しております、そういったことで体系的に整理をしているということでございます。それで、効果の度合いによりまして、A、B、Cの3段階にランク付けを行って判定をしているということでございます。この多段階評価の導入でございますが、昨年10月12月と2度にわたりまして予備的な調査を行っている中で、庁内の担当で検討チームをつくりまして検討を重ねております。こういったことで、今回、優先配慮事項につきまして、こういった区分けをしたいと思っておりますが、今後、平成18年度新規採択の一部で試行的に実施したいというふうに考えておりました、そういった結果を踏まえて、平成19年度以降の導入を目指して、さらに検討を加えて行きたいというふうに考えているところでございます。

それでは続きまして、森林づくり交付金につきまして御説明させていただきます。資料の3でございます。

平成17年度、農林水産省におきまして地方公共団体向けの175の事業につきまして、使いやすく地域の裁量性を十分に発揮できるようにするというので、7つの骨太の目的に沿った交付金化を実施しております。林野庁関係事業につきまして、2つの交付金に大括りをしております。1つが森林づくり交付金で、もう1つが強い林業・木材産業づくり交付金ということになるわけでございますけれども、私の方からは、そのうちの森林づくり交付金について御説明させていただきます。この交付金の中で、いわゆるハードメニューとソフトメニューの2つに分かれております。ハードの方は、間伐促進の観点からの作業道等の整備であるとか林業機械の整備、あるいは各種交流施設の整備等々、ソフトメニューとしては山地災害情報関係の整備、それから森林の保全管理として林野火災の予防に係る対策といったことを実施しているということでございます。

次の頁に計画認定から配分の仕組みを整理しております。まずはじめに都道府県から、交付金によって達成しようとする目標を盛り込んだ都道府県単位の事業計画を作成して頂くと、そういった事業計画について国が目標などが妥当であるかを審査して認定するというようにしております。交付額の算定に当たっては、ここに書いてございますような、いわゆるポイント方式というものを使いまして、できる限り優先度の高いものから都道府県が採択できるように必要額を交付するというようになります。

①のところで地方への交付ということでございますが、ソフトとハード別にですね配分総額を示すという考え方でやっております、具体的な用途につきましては都道府県の裁量によることとしております。承認を得た計画の範囲内において、都道府県が自ら選択的に実施できる仕組みとしております。それから、⑤のところで地域提案メニューと書いてございますけれども、本体事業のメニューになくとも、本体事業を補完するというふうに位置づけられるメニューにつきましては、交付の対象にできるという扱いにしております。要は事前審査の簡素化を図って、都道府県の事務手続きを軽減するということがあるわけでございますけれども、地方の実情に応じて計画内容なり事業完了後の目標達成を重視すると言う観点で、いわゆる入り口を重視してきた考え方から、出口

重視という考え方に立って、こういった交付金を平成17年度からつくってありまして、平成18年度も、それに沿ったかたちで実行していきたいというふうに考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

(経営課長)

強い林業・木材産業づくり交付金の概要とその採択の仕組み等について、ご説明いたします。

この交付金は、計画課長の方から御説明ありましたように、平成17年度に三位一体の改革によりまして、大括り化されて交付金化されたものでございます。

その内容につきまして資料4の1頁でございます。この交付金の趣旨は、1の趣旨にございますとおり、「森林・林業基本法」に基づきまして、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応致しました林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、川上・川下を通じまして、経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的としております。

事業内容は、高性能林業機械の導入、作業道の設置等によりまして、望ましい林業構造の確立、それから、生産基盤整備等によりまして特用林産の振興、それから、木材加工流通施設等の整備によりまして木材利用及び木材産業体制の整備推進、それから雇用対策、安全対策によりまして、林業担い手等の育成確保ということで、これを実現するために、ソフト事業とハード事業を総合的に実施していくということでございます。

個々の事業の内容につきましては、資料のとおりでございますが、平成18年度からの新規メニューと致しまして、9頁に「戦略的木材流通・加工体制モデル整備」が追加されております。これにつきましては、所管の木材課長から、後ほど御説明致します。

続きまして、強い林業・木材産業づくり交付金の採択の仕組みにつきまして、13頁の資料により御説明致します。

この交付金では実施要綱等によりまして、事業実施の要件が定められており、この要件に適合するかどうかを、都道府県が確認の上、事業計画を作成して、林野庁長官に協議し、事業を実施していくかどうかをきめていくというものでございます。

事業計画の作成に当たりましては、クリアすべき要件と致しまして、左にございます必要性、有効性、効率性の観点からソフト事業、ハード事業共通の要件と致しまして、①の成果目標等の指標の設定が妥当であるということ、それからハード事業のみの要件として②から⑧までの、一般的基準、上限建設費などの条件を満たしていること、それから事前評価の費用対効果分析結果が1.0以上であることなどが必要であるということでございます。

このような要件を都道府県において確認の上、都道府県が事業計画書を作成致しまして、国との協議を行うということでございます。

国は、都道府県が定めた指標が、次の14頁にございます「目標を定量化する指標のガイドライン(案)」に基づいているかの審査を行いまして、指標の設定が妥当な場合は、

16頁にございます「強い林業・木材産業づくり交付金の配分基準の考え方（案）」に則りまして、ポイントを算定して、経費の配分を実施するということとございます。

そこで、ポイントの配分でございますが、ポイントにつきましては、都道府県全体の目標として設定する基本ポイント、それから施設ごと、個々の取組ごとに設定する政策ポイントというのがございまして、どちらも上限を5ポイントとしております。

ハード事業の配分は、個々の施設ごとに、基本ポイントと政策ポイントを合計しまして、ポイントの高い順番に、予算額を配分して、その合計額を都道府県に内示しております。

ソフト事業の配分につきましては、基本ポイントと政策ポイントを合計致しまして、ポイントの高い順番に、予算額の5割を配分し、残りの5割については、各都道府県からの要望額に基づき、比例按分により配分するというやり方とございます。

ポイントの具体的な算出の方法につきましては、基本ポイント、政策ポイントともに、ガイドラインを定めておりまして、都道府県全体の目標として定める基本ポイントにつきましては、17頁の資料に基づいて、御説明致します。

まず、一番上でございます、望ましい林業構造の確立につきましては、「効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体の増加」を目標を定量化する指標としており、都道府県ごとに作成致します「都道府県林業・木材産業構造改革プログラム」に定められております、林業経営体および事業体の伸び率と目標数を全国平均と比較致しましてポイント化するとしております。

それから、特用林産の振興につきましては、特用林産物は多種多様でございますので、生しいたけ、乾しいたけ、木炭などの作目ごとに、生産量、生産コスト、流通コスト等を目標を定量化するというのを指標として、該当する指標ごとに全国平均と比較致しまして、ポイントを算出しております。

その次の木材利用及び木材産業体制の整備推進につきましては、後ほど木材課長から御説明致します。

それからその次の林業担い手等の育成確保につきましては、地球温暖化防止対策としての森林整備の推進を担う林業労働力の確保・育成とその定着を促進することが目的であるということで、新規就業者数の過去3カ年の平均値に対する各都道府県が定めた目標数の割合から算出致しましたポイントと、「緑の雇用」研修修了者の研修修了直後の定着率を1年経過後においてどれだけ維持できたかを判断致しまして算出したポイントの合計を平均して算出することと致しております。

続きまして、施設ごと、取組ごとに定める政策ポイント算出方法につきまして20頁の資料に基づきまして、御説明致します。

この施設費の政策ポイントにつきましては、事業費当たりの投資効果より算出致しました施設の効率性、政策的必要性によりポイントを配分するということと致しております。

それから、推進費の政策ポイントにつきましては、林業担い手等の育成確保に必要な林業就業者リーダー養成研修の参加予定延べ人数の目標数により算出したポイントと、



もう1つ過去の林業労働災害件数の平均値に対する構造改革プログラムに定めた目標値の割合から算出したポイントの合計を平均して算出することとしております。

このような算出方法によりまして、都道府県へ配分された交付金は、都道府県の裁量で箇所付けを行うこととしております。

それから事後評価につきましては、施設整備完了後3年間、事業目標の達成状況等を報告することと致しております。また、おおむね施設整備完了後5年後に、成果目標の達成状況と目標年度にかかわる費用対効果分析について検証するとともに、事業の総合的評価を行うこととしていたるところでございます。その結果につきましては、事業採択等へ反映させることと致しております。

以上のような仕組みによりまして、本交付金については、地域の実情に応じて必要なメニューを機動的、弾力的に選択することを可能として、予算の配分過程の透明性、客観性の確保を図りたいと考えております。

(木材課長)

私の方からは、「強い林業・木材産業づくり交付金」のうちの木材関係について御説明させていただきます。まず、平成18年度から新規メニューとして追加されました、木材課所管の「戦略的木材流通・加工体制モデル整備」の事業概要それと「木材利用及び木材産業体制の整備推進」にかかるポイントの算出方法について説明させていただきます。

まず9頁の資料をご覧くださいと思います。この「戦略的木材流通・加工体制モデル整備」事業でございますけれども、これにつきましては「新生産システム」という少し大きな川上からの木材供給の部分も含まれておりますけれども、その中の川下の部分での事業体の経営力の強化を図りながら、川上からまとまって供給される素材を確実に流通・加工させます新たなシステム「新生産システム」をモデル的に構築することでございます。

この事業は、「新生産システム」の川下部分に当たる事業でございます。

具体的な事業内容でございますように、製材工場の大型化、あるいは中小製材工場の団地化・専門工場化等を推進致しまして、低コストで品質・性能の確かな乾燥材等の安定供給を図ることを目的としております。そのために、ノーマンソー、それから強さを計る機械でありますグレーディングマシーン、乾燥機等の木材加工施設の導入等、木材流通・加工体制整備に必要な施設をモデル的に3年間で実施するというものでございます。

具体的なイメージとして10頁に図を載せてございます。これの左側が、現行の中・小の製材工場に原木市場等を通じて、山から丸太が来るわけですが、これを右側の整備後というかっこうになります。安定的に川上の方から、協定等を結んで丸太が出てくる、これを大型製材工場、先ほど言いましたようにそういうものを整備します。併せて、例えば柱を取った後の板等の2次加工の専門工場、あるいは内装材の専門工場というものも併せて整備しまして、大手のハウスメーカーあるいは地域の有力工務店等へ供給をしようというものでございます。

次に、ポイントの算出方法につきまして御説明いたします。18頁を御覧頂きたいと思

います。

基本ポイントにつきましては、森林・林業基本計画で示されております「林産物の供給及び利用に関する目標」というものがございます。これは、平成22年に国産材2千500万立方を供給するというものですが、この目標を達成するために、都道府県が「構造改革プログラム」というもので策定しております中に、目標を定量化する指標として、「素材生産量」、「地域材利用量の増加量」、「地域材利用量の増加率」を定められております。「目標を定量化する指標」として定めておりますこれらにつきまして各都道府県のものと比較しながら、ポイントを算出するというようになっております。

ポイントにつきましては、右側にありますように高い県から順次5から1までのポイントを付けて合計する。特に1から3までのポイントを2：1：1の割合で算出することとしております。

次に政策ポイントでございます。22頁をご覧頂きたいと思っております。ここも目標を定量化する指標ということで、施設毎の地域材利用量の増加量、製材の生産性の向上率等、それぞれ事業の中身について若干の違いがございます。22頁から23頁のバイオマスまで、それぞれ事業の特色に応じて指標を定めております。内容につきましては、先程の経営課長の説明と同様でございます。施設の効率性、政策的必要性に関する指標をもとにポイントを算出しております。

こうして算出されました、それぞれのポイントをもとに、経費の配分を行うわけですが、ポイントの合計方法や予算の配分方法につきましては、先程経営課長から説明がありましたので、省略させていただきます。

私の説明は以上でございます。

（太田座長）

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願い致します。説明が複雑でございますけれども、どうぞよろしくお願い致します。

内容は、新規採択の評価方法について、これは前年とそう変わらない。それから、多段階方式の試行的な導入の話、そして最後に、交付金に係る審査に当たってのポイントの配分方法等の基本的な考え方。このあたりが中心でございます。よろしく申し上げます。はい、田中委員、よろしくお願い致します。

（田中委員）

膨大な資料でなかなか難しいんですけども、資料4についてお聴きします。従来のやり方よりも交付金で整備した方がいいということはよく分かるんですが、この場合に、各県から色々要請が出て来ると思うのですが、これは点数化して上から順番に取るのか、または各県だいたい一件ずつというように取るのか、私は、成果の高いものから順番に取って行った方が良いと思うのですが。交付金の場合に、トータルとしてどんな採択の仕方をするのかということについてお聴きしたい。

それから2つ目に同じく交付金の話ですが、結果の評価が難しいのではないかという気がします。それぞれ各県で知恵を出して使っていくわけですから、どういう評価の仕方をするのかと思っております。申請するときに具体的に政策ポイントであるとか基本ポイントがあるわけですから、それが評価基準になっていのだらうと思うのですが、そういう理解で良いのか。従来の個別の補助金から交付金になるのは一歩前進であってもなかなか評価が難しいのではないかなと思います。

それから、多段階評価の資料2-4についてですが、これは費用対効果で比較するのですが、全国的に偏差値のように1番から並べていって取っていくのか、または各県毎に並べて、その中でよいものを取るということなのか。本当は、全部並べて上からいくつ取るという方がよいとは思いますが、その辺の考え方を説明して頂きたい。

(太田座長)

どうもありがとうございました。交付金、特に強い林業・木材産業づくり交付金を例にして、もう少し交付金の順番の付け方について御説明頂きたいということです。

(経営課長)

基本的に、資料4の16頁を見て頂きますと、配分基準の考え方ということで、基本ポイントと政策ポイントとそれぞれございまして、それぞれの施設ごとに目標がございしますので、施設ごとに基本ポイントと政策ポイントを付けていき、ポイントを合計します。例えばある施設について基本ポイントが4ポイント、政策ポイントが3ポイントでしたら全部で7ポイントということになります。これを各県から出てきた施設について、並べまして、上から順番に決めていきます。それで、高いポイントについて上から順番に○を付けていくということになります。それだけでは施設に予算を付けたということになってしまいますので、交付金を付けたそのポイントについて、それぞれ施設へ付けましてそれを合計して、合計したポイントについて都道府県にまとめて交付すると、ある県でAという施設が8ポイントだと、Bという施設が7ポイントであったと、それらが高い点数であったということで採択されれば、その県については15ポイントあったということで、その15ポイントに対して事業費を配分していくというやり方です。例えば、政策効果の低い1ポイントのような施設については、都道府県の方で事業計画を出してきても、その都道府県のポイントにはならないということです。

(田中委員)

私が聞いているのは、算定は今おっしゃるように施設で積み上げていって、その一番多い県から取っていくということでしたけれども、県がそれをどう使うかというときは、まさに交付金ですから自由裁量で使うということになると、その評価はどうやってするのだろうかということ、そこらあたりが難しいのではないかと。

(経営課長)

効果につきまして事前に定量化された目標に従いまして事業計画を出してきている訳で、その後、事業完了後の翌年から3年間、報告書を提出して頂く、そういうことで、どの程度その施設の整備によって効果があったかというのを報告して頂くということで、達成状況を把握することができる。達成状況が不十分だというものについては、指導するというにしております。つまり交付金を交付しても、交付した目的が達成されていないという場合は、指導していくというように事後的にチェックしていくということとして、事前には都道府県の事業計画に記載してきた目標に従ってポイント配分し事業費を配分すると、事後的に、事業計画に記載された目標が達成されているかどうかということについて報告を受けて指導していくというやり方でございます。

(田中委員)

それはそれで分かるんですが、では結果がどうなったかということで、何年から始めたんでしたっけ。(経営課長：平成17年度からです。) そうでしたね。心配しているのは、結果どうなるかということで、施設ごとにポイントに関係したものしかやらないのではないかとということで、従来と同じように補助事業として一つずつ縛るのと結果において違わないのではないかと懸念をもっているんです。

(太田座長)

最後のチェックがあると、交付された方の独自性はあまり発揮できないのではないかとということでしたが。

(経営課長)

基本的には、林業・木材産業構造改革プログラムということで県内の林業と木材産業の構造改革が進むという方向で動かして頂くということです。その中で、施設の整備については、いろいろな裁量を発揮して頂くということで、私どもはポイントとして、こういった施設についてポイントを付けたということで、そのとおり整備する必要は無いわけで、交付された額の中で効果があるようにして頂ければよいということでございます。

(太田座長)

大きな枠はずさないように、その中で有効に使われるようにということだろうと思います。

(田中委員)

ありがとうございました。

(太田座長)

ほかに、いかがでございましょうか。

はい、高橋委員。

（高橋委員）

森林づくり交付金について、今までの補助事業から交付金に移行されたというのは、時代の趨勢からいって良い方向ではないかと思います。田中委員からもありましたように、申請時の交付金で積み上げた各県の額が、県の裁量の下で再配分するというように伺っておりますけれども、もう一つは、交付率というんですか、その定額に対して二分の一、三分の一ということで試算されますね、最初に。その後使う時は三分の一、二分の一という交付率については県自体は自由裁量で変更が可能なのでしょうか。といたしますのは、林野庁もそうですし、農林水産省もそうですし、今までの公共事業の補助事業については、疲弊しつつある市町村からは、補助部分が少ないとやっていけないとの声があると聞きますので、そういう裁量権がありうるのかどうかか聞きたい。

（太田座長）

森林づくり交付金ということで、お願いします。

（計画課長）

基本的には、ある額を都道府県に交付する訳ですが、どういったものが自由裁量になるかといいますと、森林づくり交付金の場合は、3カ年の事業計画を作って頂いて、その1年分を交付するということになるわけですがけれども、例えば、最初の1年目に、メニューの移動を考えてもらってもいい。それから年度間の移動。後に予定していたものを先に実施してもいいということになります。ただ、補助率につきましては、例えばこういう事業を実施する場合は1/2ですとか掛かるわけですが、正直申し上げてなかなか難しい。

（高橋委員）

例えばA、B、C、Dという地区があって、総量として県に交付金が行きますよね。そうした場合、山間地域でかつ意欲のある林業家を優先したい県の場合、仮にそこがA地区だとすれば、A地区の補助率が3分の1だけれども、県の裁量で、その施設に対して2分の1にするとか或いは3分の2にするとかできないのですか。

（計画課長）

その場合、国の補助率は変えられませんが、県が上乘せをするとかというのはかまわないという理解でございます。

（高橋委員）

林野庁の中であるいは国の中で、公共事業に準ずるような、交付金の配布にあたって、重点投資をするような議論というのは今まで出ませんでしたでしょうか。

(計画課長)

重点投資といいますか、どこの省庁もそうなのかもしれませんが、毎年度予算の重点事項とかで、どういった政策にウェイトを置いていくかということで、やっていくわけですが、ここ数年、少なくとも林野公共事業の中で、どういうことをしてきたかということになりますと、地球温暖化防止ということがございますし、そういったものを少しでも確保していくということが、優先的な課題だと認識しておりましたので、どちらかと言えば森林整備事業の方に重点を置いてきたわけがございます。ただ、治山事業についても、安全・安心の観点から、崩壊地等に対する事業の重点化を図りながらということが前提になりますけれども、予算の伸び率で申し上げますと、どちらかと言えば森林整備事業にウェイトを置くというような傾向はございます。

(太田座長)

ありがとうございます。まだ、たくさんあろうかと思いますが、残りもありますので、また時間がありましたらということで、一応、確認をさせて頂きたいと思います。

まず、林野公共事業等の新規採択の方法ですが、これは、ほぼ前年度と同じということですが、費用対効果分析の方法、評価チェックリストの項目、これらにより事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い採択するというところでございますが、こういうかたちで、やって頂くということによろしゅうございますか。

また、今日はあまり質問が生まれませんでしたけれども、多段階評価方式の試行的導入について、昨年少しお話がありました。いよいよ試行的ということで導入するというところでございますが、徐々に評価方法もレベルアップしてきていると感じますが、それでいくということでございます。そして3番目、今日議論がありました交付金に係る審査にあたってのポイントの配分方法等の基本的な考え方について、先ほどの説明を基本にしてやっていくということで確認したいと思います。よろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、そういうことにさせていただきます。

次に議事の3でございます。平成17年度の補助事業の期中及び完了後の評価結果について御意見を頂くことと致します。

事務局より説明をお願い致します。

(計画課長)

それでは、資料の5-1でございます。期中の評価と完了後の評価結果について、総論的な御説明をさせて頂きたいと思います。

まず、期中の評価でございますが、事業採択後5年を経過して継続しているというような、事業実施地区について5年ごとに再評価を行っているわけでございますが、今回の対象は、民有林補助治山事業で39地区ということでございます。なお、国有林の直轄治山事業、それから緑資源機構の事業について、トータルしますと57地区でございますけれども、平成17年8月31日に評価を実施したものを公表してございます。期中の評価

の視点は、ここに書いてございますように、必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に評価を行うということでございます。評価の結果は39地区とも継続ということでございます。

次に完了後の評価でございます。これは事業完了後概ね5年を経過した事業実施地区を対象として評価を実施しております。こういった事業は、平成17年度におきまして663地区ということございまして、その内訳が、民有林補助治山事業153地区、森林整備事業510地区ということになってございます。

それぞれ期中、完了後の評価結果につきましては担当課長の方から御説明させていただきます。

(治山課長)

治山課長でございます。初めに期中の評価及び完了後の評価結果について、資料に基づいて御説明させていただきます。

お手元に、資料5-2という、大変分厚い資料がございますが、その一番上に、期中の評価結果についての一覧をお示しさせて頂いております。全体で、先ほど計画課長の方から御説明させて頂きましたとおり、期中の評価に係るものは実施地区数で39地区でございます。それぞれ、そこにございますような内訳となっております。今回評価の対象となっております事業の内容についても2のところの山地治山、防災林整備、水源地域整備、地すべり防止といった事業内容について記載しております。事業内容につきましては、時間の都合上省略させていただきます。

39地区全てについて費用対効果いわゆるB/Cは、1.0を超えているという状況ございまして、平成18年度以降も継続して実施することが妥当ではないかと考えております。この39地区全てを説明するという時間はございませんので、私どもの方で、卓上配布してございます資料5-2の代表事例と書いてある資料に基づいて、そのうちのいくつかについて説明をさせて頂きたいと考えております。

1枚めくって頂くと、期中の評価個表というものが付いてございます。今回、代表事例として挙げさせて頂いたのは、治山事業の中でも事業数が非常に多い山地治山の中から1箇所、事業期間も13年間と長期にわたってございます北海道大磯町の事例を御説明させていただきます。

1枚めくって頂くと、地区の概況が書いてございます。この地区につきましては、北海道の南西部にございまして平成12年の有珠山の噴火で有名になった虻田町というところでございます。もともと土質がもろいところでございまして、たびたび落石が発生している地区でございます。平成5年の北海道南西沖地震により斜面崩壊致しまして、岩盤の中にも多数亀裂が入っているということが調査の結果判明致しました。このため地元の強い要請もございまして平成7年から平成19年までの12年間の予定で復旧治山を現在実施しておりまして、これまで斜面安定の法枠工であるとか緑化をしてございます。

続きまして資料の2頁をお開き頂きたいと思っております。これは現地の状況をもう少し近くから写したものでございます。その写真の右下に示しておりますとおり、崖のすぐ下

にはJR室蘭本線が走っているという状況でございます。このため山腹等の工事に当たりましても土砂の崩壊、あるいは振動等の影響の及ばないように慎重に作業を進めているということでございまして、結果として通常の作業効率よりは低位な状況にあるということでございます。また、有珠山の噴火等で工期中に1年間工事の中断を余儀なくされたということで、結果として工期が12年になっているというものでございます。こういった状況を鑑みまして、この地区の評価を行いました結果、1つとしては荒廃の現況、あるいは保全対象との関係からして復旧の必要性といったものについては依然として認められるというのが1つ、2つ目と致しましては費用対効果が1.0を上回っておりますし、経済的に有利な方法として現地で工夫をして頂いておりますしコストの縮減にも務めており、今後も事業の効率性が見込まれること、それから3つ目といたしましては、ここは土砂崩壊防備保安林でございまして、その保全につきましては、これまで平成7年以降施工した結果を見ても崩壊或いは落石の防止効果が認められておりました、この施工箇所について、その有効性というのが引き続き見込まれるというようなことを総合的に判断して事業としては継続することが妥当という判断をしたものでございます。

1枚めくって頂きまして、場所は山形県のトヤ沢地区の地すべり防止事業について御説明致します。当地域は山形市の南東部に位置してございまして、蔵王火山群の基盤を成す白亜系の花崗岩類、あるいは水を含みますと粘土化し易い新第三系の堆積岩から成っております、いわゆる地すべりが発生しやすい地質構成というふうになってございます。平成6年4月の融雪期に地下水が上昇致しまして、地すべり活動がかなり活発化して、その兆候であります土質の盛り上がりといったもの、いわゆるせり出し現象が発生致しまして近くの蔵王スキー場にも被害が出たという状況でございます。このため地元山形市の方から地すべり対策の強い要望がございまして、平成7年から事業を開始をしているところでございます。

1枚めくって頂きまして、1頁をご覧頂きたいと思っております。これは、当該地域の概要でございまして、赤く囲っているところが事業でやっているエリアでございまして。下の方には蔵王温泉等々の保全対象があるという状況でございます。この地域につきましては、まず地すべり活動を抑止するための杭打工をずっと実施してございます。ただ、この地域が豪雪地帯であるということで工事の施工可能期間が年間の内の半分、いわゆる半年程度と限られているということでございまして、結果的には工期が21年と長期にわたっている状況でございます。こういった状況を鑑みまして、この地区の評価を行ったところでございますけれども、依然として地すべりの活動というものは続いておられますし、また蔵王温泉をはじめとする保全対象があるという関係から地すべりの防止は引き続き求められているということ、2つ目と致しましては、B/Cについても他の事業と同様に1.0を上回っていると、それから先ほどご紹介致しました杭打工等の施工につきましても現地で工夫をしてコストの縮減にも務めているなど効率性が見込まれていること、3つ目として、これまで実施してきた杭打工の施工箇所につきましては地すべり現象が安定化してきているといった事業効果も見込まれておりました、今後の予定箇所についても事業の有効性が見込まれるといったことを総合的に判断して、本箇所についても継



続という判断をさせて頂いたということでございます。

次にもう1枚おめくり頂きまして、個表の整理番号22と書いてございますけれども、なだれ防止林の造成について若干御説明させて頂きたいと思っております。この地域は、富山県の南西部、立山町に位置しておりまして、豪雪地帯であるということからもたびたび小規模な雪崩が発生しているというような地域でございまして、特に平成11年に発生した雪崩におきましては斜面直下の県道富山立山公園線が100mにわたって被災をするといったような被害が発生しているところでございます。1枚おめくり頂きまして、全体の図面とこれまでの施工状況、今後の施工予定というものをお示ししたところをご覧頂きたいと思っております。平成11年の雪崩の発生によりまして表土が流亡致しましたために、再度、雪崩災害の恐れがあるということで、地元の要請も踏まえまして平成12年から平成16年までの5箇年間の計画で実施をしてまいりました。こういった事業を実施しているところで、図面で言うと大きく困った当初のところと追加箇所と書いております赤く塗りつぶした箇所でございますが、平成15年に、雪崩が大きく発生しまして直下の県道を乗り越えてプラント工場に押し出したという状況がございましたので、計画を変更し、区域を全体的なものとして、見直しをし、期間を延長しながら実施をしているということでございます。以上のような状況のもとで、この地区の評価を行いましたところ、雪崩の危険性、あるいは県道等の保全対象といったものについては、依然として復旧整備が求められている状況に変わりはありません。2つ目と致しましては、B/Cが1.0を上回っておりますし、それから次の頁をご覧頂きたいと思っておりますけれども、雪崩防止に向けまして、写真でお示し致しましたように、吊柵工といったような工法、これは、土壌が荒廃している状況で、ここに基礎工を打つといった負荷をかけるとができない場合に、ワイヤーロープで柵をつり下げるといった工法ですが、そういった工法の選択を行いながら事業を実施しているということで、効率性も見込まれるというようなこと、それから3つ目としましては、これまで実施してきた箇所については、森林の形成、施設整備等による雪崩の防止効果が認められているということで、この箇所につきましても今後継続といった判断をさせて頂いているということでございます。期中の評価につきましては以上の3箇所でございます。

引き続きまして資料5-3の参考事例、これは卓上に配布させて頂きました薄い資料でございます。この資料に基づきまして完了後の評価について御説明させて頂きます。完了後の評価につきましても、冒頭で申しましたとおり、治山事業のなかでも山地治山事業のウェイトが非常に大きいものですから、その山地治山事業の中から1箇所、それから、もう1つ治山事業の柱でございます水源林造成の中から1箇所の2箇所について御説明をさせて頂きたいと思っております。資料をおめくり頂きまして整理番号の79で三重県の桂畑というところでございます。これは三重県中部の桂畑川の上流部に位置しておりまして、主として生活用水の重要な水源域となっているところでございます。この地域が平成2年の台風によりまして崩壊地が発生し、それが契機となりまして森林の荒廃が進み、かなり下流域に濁水が出たということでございます。この状況を踏まえて地元からの要請もあり、平成4年から平成11年の8年間、水源森林総合整備事業を実施してござい

て、土砂供給源となっていた崩壊地の復旧、森林整備を総合的に実施をして水土保持機能の向上を図ったというものでございます。1枚おめくりを頂きますと、この地区の概況になっておりまして、下の左の方に赤く点線で囲った部分が今回の事業エリア、その下流域にあります利水施設、こういったものを保全するために上流域の整備をしたというものでございます。さらに1枚おめくりを頂きますと、事業の具体的な中身でございまして、山腹工をして緑が回復しているところであるとか、周辺の森林が過密になっているところに本数調整伐を行うなどして健全性がかなり回復したということで事業の効果があると、この事業の実施によりまして当初懸念されておりました濁水被害というものもなくなりましたし、良質な水の供給というものも回復したということで、地元から大変高い評価を頂いたというものでございます。この地区の平成17年度での費用対効果B/Cは1.5という状況になってございまして、本事業については十分、必要性、効率性、あるいは事業の有効性は認められたという判断をしております。今後につきましては、これらの事業の効果をさらに高めるために、区域内の保安林について適切な森林整備を行い、管理をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に1枚おめくり頂きますと、整理番号131の地域防災対策総合治山でございまして。場所は佐賀県椿山地区ということでございまして、佐賀県の北西部の唐津市の東側に位置しております。この地位は大変もろい土質のために、以前から山崩れが発生しているところでございまして、そこに平成3年8月に、かなりの集中豪雨がございまして、大規模な崩壊及び土石流が発生し、県道であるとか農地へ土砂が流出するという被害が発生したものです。その後、不安定な土砂が溪流に残り、再度災害が起こる恐れがあることから地元の要望を踏まえ、平成5年から平成11年の7年間事業を実施し山崩れの復旧であるとか、溪流に堆積した不安定土砂の移動を防止するための谷止工といったものを実施したところでございます。それにつきまして2頁の事業の効果をご覧頂きたいと思っております。一番上は、谷止工により荒廃溪流を、こういうかたちで止めているというもので、中段の写真で左側が山腹崩壊で裸地化したところが3箇所、赤く点線で囲んでおりますが、ここに山腹工を実施しまして、同じところからの写真が右側にありますけれども、外観上は、崩壊地が見られなくなったということでございます。こういった小規模な山崩れにつきましても緑化した結果、水土保持機能が回復したということでございます。効果としては、平成16年の10月に、平成3年の集中豪雨を上回る106mmという豪雨がございましたけれども、このエリアでは新たな山崩れの発生あるいは土石流の確認はされなかったということで、事業の効果があったという判断を致しております。本地区について平成17年の費用対効果は7.25と高い数値となってございまして、必要性、効率性、有効性についても十分認められたのではないかと判断しております。今後の課題につきましては、先ほどの谷止工、山腹工等基幹的な荒廃地の復旧を修了しておりますが、面的な水土保持機能を高めるための保安林整備等を実施していく必要があると考えているところでございます。私の方からは以上でございまして。

(整備課長)

森林整備事業における完了後の評価結果について御説明致します。主に資料 5-4 代表事例という別冊で御説明致しますが、その前に、厚い方の資料 5-4 の最初の頁をご覧頂きたいと思っております。平成 11 年に完了した事業が対象ということで、全体の地区数が 510 ございまして、それぞれ当初の事業名で区分をしておりますが、途中、事業の再編もございましたので、中には、当初の事業名ではないものもございまして、それぞれの事業内容については、次の頁に簡単な表で表示しております。その次の頁以降、事業一覧と、510 件にわたる個表を付けてございます。

では、林道の関係と造林の関係それぞれ 1 件ずつ別冊の代表事例に沿って、御説明をさせて頂きたいと思っております。

1 頁めくって頂きますと、普通林道開設事業で、東郷卯敷線、これは島根県が実施主体でございまして、隠岐の島町が管理主体。事業期間が昭和 61 年から平成 11 年までということでございます。隠岐の島町は平成 16 年 10 月に 4 町村が合併し 1 島 1 町となっておりますけれども、本林道の利用区域内の森林面積は 861ha、これは特に水源かん養機能の高度発揮が期待されるということでございます。ただ、森林整備を効率的に実施する路網が十分整備されていなかったということで施業の遅れなどが目立っていたということでございまして、施業のための到達時間、それから効率的な移動を図って森林整備を促進するというので、当時の旧市町村で申しますと西郷町と布施村の町村界をまたぐかたちで延長 11,185m、車道幅員 3.0m の林道を整備したということでございます。

1 頁めくって頂きますと、隠岐の島の中腹のところを通る林道でございまして、利用区域の中には、この薄い水色のところは人工林でございまして、路網の整備により間伐が実施されているということでございます。次の頁以降、路網の状況、周辺の間伐実施の状況についての写真を数枚のせてございます。もとの頁に戻って頂きまして、これに関する評価の案でございまして、まず費用対効果でございまして、1.80 という数値になってございます。それから事業効果の発現状況についてでございまして、林道の整備によって、平均的な歩行距離が非常に短くなっており自動車での到達が可能になっております。間伐なども林道開設前は停滞していたわけではございますが、開設後 5 年間で約 54ha が実施されています。また、利用区域に崩壊地等が存在していた訳ですが、治山事業の整備にも役立つということでございます。その後の管理状況も良好でございまして、地域の森林施業に対する意欲の向上が図られています。今後の課題ということでは、地域内の間伐対象が、まだ多く森林所有者への啓発等を更に積極的に実施していく必要があると思っております。必要性として、森林整備を効率的に行うための基盤として、以上のことから認められるのではないかとということと、費用対効果の分析の結果 1.0 以上ということで効率性が認められるのではないかとということ、それから、森林整備の状況からみて有効ではないかということから有効性が認められるのではないかとということでございます。

もう 1 件、造林関係でございまして、数頁戻って頂きますと、居住地森林環境整備事業ということで、地区名が小松市地区、事業実施主体と管理主体は小松市とかが森林組合、事業実施期間は、平成 9 年から平成 11 年の 3 年間となっております。小松市は、石

川県の南部で金沢市、白山市に次いで3番目の都市でございます、一方でかなりの森林区域を抱えているということでございます。この事業は、小松市内の周辺の森林を対象として、景観形成にも配慮した森林整備を行い良好な生活環境の確保を図ることを目的としているということでございまして、間伐 422ha、下刈 67ha、枝打、雪起し、作業路網約 3,000m が整備されております。広範な区域を対象としておりますけれども、4つの区域に分けて実施されてございまして、次の頁をご覧くださいと、小松市の森林地帯であって集落周辺が対象となっております。さらに次の頁から平面図の1、2、3、4に応じまして詳しい図面を付けております。平面図1をご覧くださいと、集落の周辺において、景観にも配慮した間伐、枝打を行っているということで、非常に見通しが良くなっているということです。平面図2は、集落の背景地のようなところで下刈を進めるということです。平面図3は、周辺の森林を管理するために作業路網を開設しております。これは、簡易な構造で m 当たり千円くらいのもので、今後の管理のためにも必要なものです。それから平面図4でございますけれども、間伐をして下層植生が繁茂するというような状況でございます。もとの個表に戻って頂きますと、これに対する評価案でございますけれども、費用対効果の結果 1.0 を超えているということで、事業効果の発現状況でございますけれども、本事業について整備された人工林の状況は良好でございまして、枝打、間伐等で明るくなった林内には、下層植生が認められ、水源かん養機能などの公益的機能の高度発揮が期待される森林の整備が進んでいます。居住地周辺の森林が整備されたことにより、景観が向上して快適な生活環境の形成に資していると、作業路の開設によって、事業完了後における作業のためのコスト縮減の向上に繋がっております。さらにこの地域は、社会経済情勢の変化に書いてございますが、地域の森林をよりよく管理していこうということで、FSC（国際森林管理認証）を取得してございます。今後の課題でございますけれども、本事業で整備された森林について、良好な環境が整備されるなど成果があった訳でございますが、木材価格の低迷等により、整備が必ずしも進んでいないというところもございまして、引き続き効率的な森林整備を推進する必要があります。評価結果案でございますけれども、必要性の観点として、居住地周辺の森林を対象として、良好な生活環境を確保するための事業として必要であると認められ、効率性、有効性の観点からも、妥当であると考えております。

以上でございます。

（太田座長）

どうもありがとうございました。期中の評価あるいは完了後の評価ということで、代表事例を中心にして、御報告頂きましたけれども、ここは自由に、御質問、御意見を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

はい、野村委員。

（野村委員）

主に民有林補助治山事業における期中の評価と完了後の評価を通じて、初歩的な質問

で恐縮なんです、環境保全というのはどういう概念のものを取り入れているのか、というのがですね、一般的な目で見ると、例えば、期中の評価の代表事例として取り上げてる、整理番号2の大磯地区には環境保全の便益が入っている、しかし、その他で入っていないものもある。また、完了後の評価でもですね、例えば、整理番号79について、林地が整備されているのに環境保全が入っていない。一般的な環境保全概念からいうと、なんとなく一致しない面があるので整理して頂ければということです。

(太田座長)

はい、よろしくお願い致します。

例えば、資料5-3代表事例の整理番号79の個表の①の環境保全便益が0ではないかという御質問ですが。

(野村委員)

炭素固定便益だけしか入ってないとか、それにしては、例えば完了後のいくつかはそういう便益もあるのではないかという気もするのですが。

(計画課長)

基本的には、こういった便益の算定にあたりましては、林野公共事業のマニュアルというもので整理しておりまして、ある意味、定義の問題なのかもしれないのですが、環境保全便益と申しますのは、1つには炭素固定便益、2つ目には気候緩和便益、3つ目が騒音軽減、4つ目が飛砂軽減、5つ目が風害軽減、6つ目が大気浄化、7つ目が霧害軽減、8つ目が火災防備、以下漁場保全、生物多様性の保全、保健休養という整理をしておりまして、いわゆる環境保全という幅広い概念ではなくて、限定的な概念で使わせて頂いておりますので、たまたま、こういう箇所で便益が発生しなかったと思っております。ただ、費用対効果の基本的な考え方ですけれども、環境保全便益にしても山地保全便益にしても、ベネフィットのとらえ方として、絶対重複しないようにということ为原则として考えております。そういった意味で、環境保全というものを広い意味で捉えられると、整理しなければならない課題はあるのかなと思っております。先ほど申しましたように、重複しないという大前提のもとで、極めて限定的に使っている中で、環境保全ということを使っているの、そのところで誤解を招いているのかなと感じているところでございます。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。

(田中委員)

計画課長が言っておられたいくつかの便益はどこに書いてあるのですか。

(施工企画調整室長)

資料 2-2 の 3 頁でございます。

(田中委員)

期中、事後のどちらでもいいんですが、これらは何か災害が起きてからやっているんでしょ、全部ね。これは、治山にしても何にしても事前に事業を実施すれば費用も少なく、災害も起きなくて済むのではないかといつも思っているんですが、そういうことはやらないんですか。

(太田座長)

御説明をお願いします。

(治山課長)

先ほど、山地治山について御説明致しましたけれども、当然、委員がおっしゃられたように、復旧だけではなく予防治山事業では、危険なところ、あるいは保全対象が多いようなところについては、事前に事業を実施しておりまして、おっしゃるとおり、災害が起きてから事業を実施するよりは少ない費用で済むというのは現実であります。

(田中委員)

何が言いたいかということ、全国的に各県から出されている実績はないんですかということです。

それと、計画期間は過ぎたんだけど済んでいない事業はありますか。それとも、全部計画期間内に完了していますということですか。

(治山課長)

今回、代表事例という御説明ですので、完了したところの御説明をさせて頂きましたが、終わったからといって、それで課題がないのかということにつきましては、先ほど申し上げましたが、山脚の固定であるとか、荒廃地の復旧であるとかのメインのところは治山事業で終わったにしても、周りの森林を見たときに、まだまだ手入れが不足しているとか、山体が移動している事象を止めたので、後は森林の整備をしっかりやりましょうという課題は、次の事業へのフィードバックとして完了後の評価として提起させて頂いているということです。

それと、事業は年間 2 千件程あるので、手元に資料がないのですが、やり始めたら全部終わっているのかということにつきましては、事業期間の途中で期中の評価というものがありまして、私どもの評価で一番大きいのが、社会経済情勢の変化等ですが、例えば、当初、保全対象であった道路が線形の変更で、保全対象がなくなった場合は、そこから先は事業実施の必要がないということで、事業の見合わせをするといったことがございます。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。

予防治山というのは、治山の概念に初めからございますので、そういう事業も実施しておられるという御説明だろうと思います。

野村委員への御説明は、物理的に分かっている部分だけを環境保全便益としてやっているということだろうと思います。

それから、治山事業も、かなりの効果が上がっている、あるいは新しい災害が起っても、大雨があっても、それに対応できているということですから、そのあたりはもう少しPRした方がいいのではないかと思います。先ほどの野村委員の話でしたら、そういう一般的な環境保全効果に対しても、プラスアルファの話としてPRするのがよろしいのかな、と聞いていて感じました。

はい、高橋委員。

(高橋委員)

先ほど、野村委員より御質問のあった件に関連してですけれども、データをもう少しチェックしてみますと、水源かん養と環境保全の便益は、事業の区域において、森林が成長していくことによって共通の便益になる。そうしますとこの資料をみてみますと、治山関係の方で、どちらも0ということでは計上されていない、あるいは両方とも計上されているものについては理由が見つく。どちらも計上されていないものは、要するに樹林が事業区域にない、あるいは計測に値しない未立木地である。それからカウントされているものについては、下流側に樹林があるということで、機能は工事によって確保されるということ。よって、例えば、資料 5-3 の 79 番、131 番については、水源かん養だけでなく環境保全が機能していないというのが、シナリオからいって分からないので調べて頂きたいというのが要望です。

いろいろ評価の工夫に伴って分かり易くなって来ておりますけれども、個別事業関係の評価が必要性、効率性、有効性という3点の評価になってきております。そうしますと効率性の評価の指標であります B/C の役割が非常に大きくなってきておまして、そうした場合、私、昨年度も申しましたけれども、B/C で異常な数値、例えば、2桁以上というものについては、もう1度再チェックする仕組みを設けて頂きたい。一般に公共経済学で言いますと、通常 B/C は 2,3,4 あたりなんです。含み試算として環境保全などがありますので、少しプラスアルファがあって良いかもしれませんが、2桁以上になると説明しきれない部分が出てくるのではないかと。今回の個表を見てみると B/C が 20 というものもある。治山関係と森林整備関係に分かれて、私の類推ですけれども、治山管理においては、洪水防止とか砂防ダムといった身替わり費用と下流側に民家が多くあった場合の、民家の遺失費用が、シナリオ上ダブルカウントになっていないだろうか。あるいは、単価が高いのかどうか。森林整備関係の事業については、確かに 20 というのが、個表を見る限り、どこかにあったかと思えます。利水ダムの減価償却が高いのか、ある

いは区域面積が広いのが原因なのかというのをチェックをして頂く方が、後々よろしいのではないかと。同時に、各県にマニュアルを提示して計算しなさいと要請してますね。従って県の方で自主的にチェックをされる仕組みをのせておいた方がいいと思います。B/C で異常値があった場合は、こういう理由によるという理由を付記してもらおう。これからも、ますます B/C というのが、評価指標の位置づけとして高まりますので、このへんを理論武装しておかないといろいろなところから指摘されても説明できなくなるかもしれないので、ご検討頂ければと思います。

(太田座長)

どうもありがとうございます。再チェックも必要だろうということですが、何か、この時点でございますでしょうか。

(施工企画調整室長)

先ほど、水源かん養機能と環境保全機能の両方ないのはおかしいというご指摘だったと思います。先ほど計画課長が御説明しましたが、環境保全便益というものは、非常に限定されております。一般的にいう環境保全というものではなくて、炭素固定でありますとか、霧の害であるとか、ものすごく限定された機能であるということでございます。いわゆる災害の防備を主目的とする治山については、なかなか環境保全機能というのは上がってこない状況になっております。また、水源かん養機能というのは、災害防備と一緒に、施設と併せて森林整備をしていくので、その中でかなり水源かん養機能という便益が見られるということです。

(高橋委員)

資料 2-2 の解釈をしっかりと頂きたい。太田座長もそうですが、シナリオをつくる時に一部お手伝いした経緯もありますので。資料 2-2 の 3 頁を見て頂ければと思いますが、それと同時に資料 5-3 の 79 を見て頂いて、照らし合わせて見ますと、この整理番号 79 の桂畑の事例の場合は、水源かん養機能を計上して、環境保全機能がない。こちらの資料 2-2 の 3 頁は、水源かん養機能の便益は何ですかということで、事業区域に対して、a、b、c のどれかをもっているわけですね。この場合、森林のありなしに関係なくとっているということですか。

(施工企画調整室長)

森林を整備することによってということですね。森林が区域に有る、無しではなく森林を事業により、こういうふうを整備しますということですね。植栽をするであるとか、間伐による効果であるとか、事業によって期待される効果ということですね。

(高橋委員)

現在の森林の有無に関係ないということですね。



そうすると、環境保全便益も炭素固定便益ですから、事後期待値を設けてもいいのではないのですか。

(計画課長)

そこは、もう少し分析してみます。

(施工企画調整室長)

現地を厳密に見た結果ということですので。

それから、もう1つでございますが、B/C が2桁のものについては、検証するということでございますが、検証することについては、ご指摘に従って指導していきたいと思っております。

(高橋委員)

例えば民家が多すぎたとか、何か理由を付して頂ければと思います。

(施工企画調整室長)

ご指摘の中でいくつか話がありました、例えば単価が高いとかというお話についてでございますが、他の事業と統一の単価を使用しております、林野庁だけが特別な単価を使用しているとか、林野庁だけが特別な便益を使っているということではございませんので、そういった中で算出した結果だということでご理解頂きたいと思えます。

(高橋委員)

何年か前の単価ですか。

(施工企画調整室長)

その都度、見直しながら事業を実施するときに使用しております。

(太田座長)

どうしても、B/C が高くなることは、時にはありますよね。

(施工企画調整室長)

ですから、災害の観点からいくと2桁になることは十分ありうるわけです。

(高橋委員)

逆に、工事費が少なければ、B/C は高くなりますよね。ですから、そういう場合に説明が要りますよね。

(施工企画調整室長)

2桁の B/C については、こういうことでこういう違いが出たということで、県の方が基本的なデータを持っておりますので、県と打ち合わせしながら整理していきたいと思っております。

(太田座長)

合理的に、かつ分かり易く説明できるようなかたちに改善していくということだろうと思います。

だいぶ時間が、押してしまいましたので、一応、個表についての説明を御了解頂いたということにしたいと思えます。そうしますと全体として期中の評価の実施区域については、いずれも継続という実施方針であるということと、それから完了後の評価の実施地区について、いろいろ改善面はありますけれども、先ほどの話から言いますと、必要性、効率性、有効性の観点から妥当というかたちで、細かい部分まではなかなかチェックが行きとどきませんけれども、全体として了承したというかたちにさせて頂きたいと思えますが、よろしいでしょうか。

はい、それでは大変押してしまいましたけれども、議事の4に進みたいと思えます。総合評価について、事務局より御説明をお願いします。

(企画課長)

資料6をご覧頂きたいと思えます。「森林整備目標の進捗状況の検証」でございます。

総合評価といえますのは、時々の課題に対応するために特定のテーマを設定いたしまして、様々な角度から掘り下げて評価を行うというものでございまして、「政策」あるいは「施策」と捉えられる行政活動のまとまりを対象に、重要課題について評価するというところでございまして。

今回、対象と致しますのは、「森林整備目標の進捗状況の検証」ということでございまして。表紙をめくって頂きまして、1頁でございます。上の囲みにありますように、現行の基本計画に掲げられております森林整備の目標つまり森林の有する多面的機能の発揮に関する目標につきまして、達成状況、課題への取組の状況等を検証するというところで9月に見直すことにしております森林・林業基本計画の見直しの検討に活用することを目的と致しております。

本評価の実施に当たりましては、現行の基本計画に記載されております課題等につきまして「森林の整備」及び「森林の保全」の2つ観点から総合的評価を実施したいということでございまして、評価対象期間は、森林・林業基本計画の基準年である平成12年度から平成16年度までということに致してまいります。

2頁の森林・林業基本計画における森林整備目標の位置付けでございますが、基本法におきます「木材の生産を主体とした政策から、森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へ転換する」という新しい理念を具体化し、個々の施策を着実に進めていくために策定されたものでございましてけれども、この中で、森林の区

分につきましては、いわゆる3区分ごとの望ましい森林の姿やそれに誘導するための森林施業の考え方を示すとともに、関係者が取り組むべき課題を明らかにして、これらの課題が解決された場合に実現可能な森林の姿を森林の有する多面的機能の発揮に関する目標として設定をしたということ、この中では書いてございます。

3頁は、基本計画策定以降の制度等の展開状況はどうなっていたのかということを書いてございます。地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策の策定といったもの、あるいは森林整備保全事業計画の策定といったことを、この中で経緯として説明を致しております。

4頁の森林の区分の設定手続きでございますけれども、一連の市町村における森林整備計画の手順、それから森林を3つに区分致しまして、その森林の区分毎の面積を図2示しております。手続きと致しましては、市町村が、地域住民への意向調査なり幅広い関係者による合意形成などを含めまして、手続きを踏んだ訳でございますけれども、平成14年3月31日現在で、水土保持林が1,646万ha、森林と人との共生林328万ha、資源の循環利用林538万haとなっているわけでございます。

それで、森林の区分に応じた森林の整備・保全の状況はどうかということでございまして5頁でございます。森林の整備につきましては、総蓄積量は、平成16年度末現在、4,341百万m<sup>3</sup>でございます。総成長量は、平成16年度末現在、81百万m<sup>3</sup>となっております。

もう少し具体的に、6頁の育成複層林の整備をご覧ください。図5にございまして、平成16年度末現在、育成単層林1,033万ha、育成複層林94万ha、天然生林1,383万haとなっております。特に各森林の区分で整備を進める育成複層林の面積は、図6にございまして、基本計画における目標のおよそ7割程度ということでございます。

これは、林業経営意欲の減退によります主伐面積の減少、あるいは育成複層林の姿や、そのための整備の推進手法が森林所有者等に十分浸透していないことによることが一因となっているものと考えられます。

今後、育成複層林の整備を進めるために、森林の区分に応じた誘導すべき育成複層林の姿やそのための整備の推進手法等を森林所有者等に浸透させていくこと、あるいは多様な森林の整備を推進していくことが必要であると、この囲みに記載してございます。

次に7頁の間伐の推進でございます。「緊急間伐5ヵ年対策」で16年度までの5年間で、概ね年間30万haを実施したということでございます。その結果、図8のとおり、平成16年度末現在、育成途中（3～9齢級）の水土保持林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合がおよそ63%となっておりますが、これらの育成途中の水土保持林につきまして、適切な森林整備が行われなければ、今後、機能が保たれなくなるおそれがあるということで、そのための対応が必要だということでございます。

なお、育成途中の民有林の人工林は、図9のとおり、平成13年度末現在およそ600万haあるわけでございます。将来的にはこれらのうち、手入れが必要な森林において間伐の実施等を進めまして、森林の有する多面的機能が持続的に発揮される状態とすることが必要であるということでございます。

8頁の森林施業の効率化の部分でございます。高性能林業機械の保有状況を中心に書いてございます。保有台数は、およそ平成12年度末時点から比べますと約1.2倍に増加しておりますが、素材生産量に占める高性能林業機械を使った生産量の割合は、平成15年度末時点で26%という状況でございます。

林内道路密度につきましては、平成16年度末現在で12.8m/haとなっております、計画の目標に対しまして、およそ7割程度ということでございます。したがって、今後、高性能林業機械の導入や、森林施業の集約化・団地化等の推進によりまして、効率的な森林施業の実現を進めていかなければならない。次の頁にありますとおり、一定の成果がみられた事例もございます。さらに森林施業の効率化等を進めるために、森林施業の集約化・団地化を進めるとともに、効率的な作業システムの導入・普及や、これらの作業システムに対応する路網の整備をさらに推進することが必要であるということでございます。以上が森林の整備という視点で捉えた部分でございます。

次に10頁からは、森林の保全という視点で捉えたものでございます。総森林面積は、ここ数年横這いで推移しているということでございまして、2,510万haということでございます。

次に11頁の保安林の指定と山地災害の防止でございます。

保安林の指定につきましては、平成16年度末現在で、延面積でございますが、およそ1,200万haということでございます。それらは、目標を達成している訳でございます。その後、引き続き計画的な指定とその適切な管理を進めていくということでございます。

また、図15にございますとおり、山地災害から保全される森林面積を掲げてございます。山地災害から保全された森林面積が、この5年間に年平均およそ52.5千haずつ増加したということでございます。

なお、図16のとおり、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落数を平成15年度の4万8千集落から平成20年度に5万2千集落に増加させるということを目標にしているわけでございますけれども、御承知のとおり、局地的豪雨の頻発や少雨年と多雨年の変動幅が拡大しておりまして、図17にございますように、山地災害危険地区も増加している状況でございます。このため伐採や開発行為等の規制措置の適正な運用を図ることはもとより、民有林と国有林が連携しました総合的な流域保全対策や山地災害危険地区の再点検と特に緊急性・重要性の高い地区への重点的な対策等を推進することが重要であることを記述してございます。

次の頁をおめくりいただきまして、12頁でございますが、森林病虫害等の被害の防止というところでございます。松くい虫被害の駆除の状況は図18のとおりでございます。

図19には、全国的に減少傾向にありますが、東北地方の高緯度地域や寒冷な高標高地域等では被害地域が拡大しているということがございます。引き続き、被害先端地域の拡大防止を図ることが必要であるということでございますし、また、シカなどの野生鳥獣による森林被害については、依然として深刻な状況となっておりますので、今後も森林被害防止対策が必要であるということでございます。

13頁に移りまして、生態系として重要な森林の保全等についてでございます。

原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、貴重な動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを目的とした保護林の設定が国有林で進められております。図20が実績でございます、一定の成果をあげているわけでございます。

また、保護林を連結しましてネットワークを形成するいわゆる「緑の回廊」というものがございますけれども、民有林と連携しつつ進められておりまして、図21にございませとおり、19箇所391千haという面積で設定されておりまして、種の保全や遺伝的な多様性の確保に一定の成果をあげているというふうに考えております。

最後に「評価の結果」として14頁に、とりまとめてございます。

今まで御説明いたしました検証結果を踏まえまして、複層林化、針広混交林化等多様な森林の整備の推進と効率的な間伐の実施、施業の集約化・団地化の推進とともに効率的な作業システムの導入・普及や作業システムに対応する路網の整備の推進、それから安全で安心できる豊かな暮らしの実現に向けた治山事業の一層の推進と特に緊急性・重要性の高い地区への重点的な対策等の推進、それから効果的な森林被害の防除対策の推進、自然環境の維持や多様性の確保等の観点から貴重な森林を適切に維持・保全するといったことが必要であるということが総括的に評価の結果としてお示しさせていただいております。

これは骨子案でございます、さらに今後、本評価において明らかになった改善すべき点等につきまして、新たな森林・林業基本計画の見直しの検討に活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。総合評価ということでございますが、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思っておりますが、これは1頁目には「総合的に評価を実施する」とありますが、最後に「評価結果」ということですので、一応、こういうかたちで評価したので、それが妥当かどうか了解を得るということも入っているのですか。どんなかたちで、意見等を伺えばよろしいですか。

(企画課長)

今回、骨子案につきまして御意見をたまわりまして、最終的には、その御意見等を踏まえて手直しを致しまして、5月には農林水産省全体の政策評価会がございませので、官房の企画評価課と調整を図りながら最終報告を致したいと思っておりますので、今回は、この骨子案について御意見を賜りたいということでございます。

(太田座長)

では、評価の観点、データの取り扱い方法等について、こういうかたちでやっていっていかという観点で御質問等を頂くということでお願いします。

はいどうぞ、金井委員。

(金井委員)

内容の部分に直接ということではないのですが、基本法の中に、国民参加の森林づくりという政策方針を平成13年に打ち出していますが、これは非常に大事な視点だと思っております。その後、様々な政策が実施され、その成果も出ていると思いますが、せっかくの努力の成果が評価の中に見えないことは残念に思います。先ほど、冒頭に、職員の皆さんが評価に関わる事務負担が非常に膨大だという御説明があった中で、こういう意見を申し上げるのは大変心苦しいのですが、もう1つは、地球温暖化が国民の関心が大きいですが、その取り組みが評価されていない。先月は、林野庁の4月から現場に入る若い職員の皆さんに、地球緑化センターが温暖化についてのセミナーを行い、樹高測定なんかもやりました。ぜひここに国民参加の姿が見えるように、評価の中に都市住民、又は消費者の項目をいれることで、森林整備に関心をもってくれる人が多くなるのではないかなと思っております。

具体的には、年度の目標をたてて国民に直結したテーマを定めることです。いろいろな関わり方がありますが、多くの人に関心を持ってもらうことで、都市住民に対する政策によって森林の循環にも繋がると思います。木を使うとかありますけれども、そういうことを通してやるとですね、これも見たくなりますし、もっともっと身近に思う項目といたしますか、関心が深まるものを繋げていって頂ければ都市と山村の共生にも繋がってくるのではないかなと思っております。いろいろな要望が多い中で、森林ボランティアに参加する人はほんの一部です。他にもいろいろな切り口があるわけですから、子供も企業もいろいろな立場の人たちが様々な要望をもって森林に関心を持っています。都市に住む人が大勢なわけですから、都市政策を項目の中に取り入れて頂ければと思います。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございます。総合評価ということで、大変よい御意見だと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

(企画課長)

これはあくまでも総合評価でございまして、委員の御指摘の部分につきましては、今まで通常、実績評価と呼ばれているものを毎年行っている訳でございまして、その中で国民参加の森づくりという視点の項目がございまして、森林ボランティア団体に関するものであるとかについて、その中で詳細に御説明致してございます。今回は、森林づくりの部分について、面積だけでは捉えがたい部分もございまして、定性的な部分も含めて捉えようということにしております。森林整備の目標に致しましても、国民参加の森づくりも関係するということはもちろんでございますし、森林から出てきた木材をどうするかという話も含めてまいりますと、結局、森林・林業行政全般を評価し直すということになってまいりますので、今回は、森林整備の部分だけを、特に取り出して総合的に評価を行い、それを基本計画に反映させていきたいということでございまして、国民参加の部分について評価しないということではなくて、実績評価の対象項目として

は既に入っておりますので、その中で詳細に御説明することに致したいと思っております。

（太田座長）

これは、1頁にある、評価の項目として森林の整備と森林の保全を、今回は取り上げるということのようですね。ただ、今いわれたように、これから、森林・林業基本計画の見直しに反映するのでしたら、そのあたりも、気をくばらなければいけないのかなという御意見でした。

（田中委員）

整備と保全に対して、この事業を始めた時から今まで、そもそも、コストをかけてやってきているんだと、いまの評価の時点で、どの程度の成果があったと、やっているものとしては評価しているんだというふうに分らないとですね、お話として聞いても良く分らないですね。例えば2頁にせっかく数字を上げて頂いたのですが、これを総合的に評価された時点で、どの程度目標が達成されておるのだというときに、森林の整備なら整備で、これを政策のツリーで考えると、森林の整備のために、どのような具体的な事業があって、それを総合的に評価するとこういうことになるんだというふうな説明がないとですね、話だけ聞くと分かったようで、よく分らない。よくやっていらっしゃるんだらうけど、例えば森林の保全のためには、こういった事業があって、どの程度の成果があってと、林野庁長官としては、それが一番気になるんじゃないかと、私は思うんですけど。個別にはよくやってらっしゃるとは思うんだけど、総合評価という点から言って、トータルに考えてどの程度のことが成果として今のところ上がっているんだということが分かるようにしてほしい。

（太田座長）

どうもありがとうございました。内容的に入っているとは思いますが、表現も含めてそういう御意見もあろうかと思えます。では、簡単にお問い合わせ致します。

（企画課長）

おそらく、この総合評価というものが、全体の政策評価の中で、どういう位置づけにあるのか、また、他の項目が、どうして入っていないのかということについては、全体の中で、どういう位置付けで森林整備を総合評価の対象としたのかということがもう少し分らないと、せっかく進捗状況を検証したものが、どういう意味があるのかということが御理解頂けないのであろうと思えますので、どういう風に整理すれば分かり易いかということについて、この場では、御回答できませんが、検討させて頂きたいと思えます。

（太田座長）

時間が押ししておりますけれども、重要なことですので、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

（高橋委員）

要望でございます。過去5年間の基本計画の進捗を調べてですね、これから先の5年間の基本計画をお考えだと思いますし、その折りに目標の見直しもされると思いますが、これから、いろんな意味で行財政改革も進んできますし、予算が右上がりでないことも危惧されます。従って、今おかれております、過去5年間で右上がりの目標を設定していくものに対して、右上がりの目標でいいのかどうか、という視点をおいて頂きたい。一定水準死守という視点もあって然るべきじゃないかと、特に少子化、高齢化、過疎化が進んできますと、社会資本投資も重点的にせざるを得ないケースも出てくるんじゃないか。そういうことも念頭において頂ければと思います。

（太田座長）

ありがとうございます。他にございませんか。はい、野村委員。

（野村委員）

評価の最大のポイントはですね、コミュニケーションが成り立つかどうかだと思うんですね。それなくして、自分の中で評価をやったとしても徒労に終わるだけですから、国民とどうコミュニケーションできるかということを念頭においた評価ということこれからやって頂きたい。そういうところが非常にポイントになるのではないかなと思いますし、特に森林の場合、重要なポイントではないかなと思います。

（太田座長）

はい、どうもありがとうございます。骨子ということでございますので、評価の観点、データの取り扱い方、評価の方向性等について、御意見等ございましたら事務局の方にお願ひしたいと思っております。全体として、平倉委員何か、感想等ございますか。なかなか、全体というのは難しいかと思っておりますけれども、何か感想でも結構ですので、いかがでしょうか。

（平倉委員）

私が参加し始めたときには、林業が主体であったと思うのですが、それが環境であるとか、生産以外の効用、森林の公共性に視点が当てられて、そういったことが主要な位置づけを占めるようになってきているように感じています。共生林、利用林、保全林という森林の3つの役割分担について、私は、地図を頂きました。どんな風に、共生林、利用林、保全林が分かれているのか、ほんとにごく一部ですけど、頂いて、ああこういうものかと、改めて思いました。そうした具体的な、ある一部の地図でもいいですから、そういったものを示して頂くと、国民の方も、森林といっても、こういうふうな3つに



分かっているんだなと、それがどういったことに繋がっていくのかということにも分かり易いのではないかと思います。私がつどって理解しようとした道を、もしかしたらお示し頂くと、たぶん一般の方々にも共通し、分かるのではないかなと思います。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。それでは、まだ有るとは思いますけれども、議事のその他に移りたいと思います。

今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明を御願います。

(企画課長)

本日頂きました御意見等を踏まえまして、新規事業の事前評価を進めるとともに、期中及び完了後の評価結果をとりまとめたいと考えております。

なお、林野公共事業の事業評価結果につきましては、例年と同様に、予算成立後に公表することにしておりますので、御了解頂くとともに、最終的な評価結果については委員の皆様にも御報告をしたいと考えております。

先ほど触れました、総合評価につきましては、御意見を頂きましたので、官房企画評価課と調整を図りながら、最終的には農林水産省政策評価会に報告したいと考えております。

また、本日の議事録につきましては、各委員に御確認の上、公表することに致しますので御了承をお願い致します。

次に、これはお願いでございますけれども、本専門部会の委員におかれましては、今月13日までが任期ということでございますけれども、委員の皆様には引き続き委員への御就任をお願い申し上げます。

次回の専門部会につきましては、5月下旬から6月上旬頃に開催致しまして、17年度政策に係ります実績評価結果のまとめにつきまして、御意見等をお伺いしたいと考えております。具体的な日程につきましては、後日調整させて頂きまして、決定することにしたと考えております。

(太田座長)

どうもありがとうございました。

本日の意見等を踏まえ、作業を進めて頂きたいと存じます。なお、今後修正が生じたときの取り扱いにつきましては、座長に一任頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうさせて頂きます。どうもありがとうございました。

また、議事録の件につきましては、事務局の説明のとおりとさせて頂きます。

なお、次回の部会につきましては、事務局から連絡があるということですので、そのように御承知おき下さい。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を閉会と致します。  
どうもありがとうございました。

以上